

令和5年3月27日

当総務委員会に付託された案件については、3月9日は午前9時30分から、14日は午後1時15分から、22日は午後1時から、委員全員出席のもと、いずれも委員会室において、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第8号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回の予算は、「変革を加速する予算」と位置づけ、過去最大規模とのことだが、変革にチャレンジしていくためには、一方で経費を削減するなどコスト意識が求められると思うが、市長としてどのように考えているのか。とに対し、

物価高騰により各経費も上がり、事業費の見直し、効率化を中心に取り組んできましたが、今後はスクラップ・アンド・ビルドの考え方により、事業をやめることができるかどうか見極め、取捨選択を進めていく必要があると考えています。とのこと。

歳出、2款1項1目、人事管理事務費について、どのような活動を臨床心理士は行うのか。評価委員会の委員には、どのような方を選び、評価を行うのか。とに対し、

臨床心理士は、希望する職員に対し1時間のカウンセリングを実施しています。市長特任顧問の評価委員会の委員には、商工会議所や地元企業の代表者、活動実績のある2名の合計4名の外部人材を予定しており、それまでの活動実績報告に対し、評価をしていただきます。とのこと。

同じく、職員採用試験に録画面接を導入するとのことだが、これまでと同様に必要な人材を採用することは、できるのか。とに対し、

録画面接は、令和4年度に実施した市長特任顧問採用時に取り入れた方法であり、これまで対面で実施してきた職員採用一次試験の集団面接を録画面接に変更しても、必要とする人材を逃すことなく、採用できると判断し導入するものです。とのこと。

同目、職員研修事業について、どのような研修を行い、自立した職員を育成していくのか。とに対し、

庁内全体としてチャレンジする風潮を高めていけるように、監督職には、より良い職場づくりを目指すためのハラスメント研修を、監督職前の職員には、監督職に求められるマネジメント能力を学ぶキャリアデザイン研修を実施し、職員を育成していきます。とのこと。

同項 6 目、ふるさと納税事務について、令和 5 年度の目標値を 1 億 2 千 3 百万円としているが、令和 4 年度の実績はどうか。また、次年度からは、所管が企画課に変わることにより、どのように取り組んでいくのか。とに対し

令和 4 年度の寄附金は、約 8 千 5 百万円の見込みです。所管が変わることにより、ふるさと納税事務のみではなく、シティプロモーションや広報事務を絡ませ PR するとともに、商工会議所や観光協会にも協力いただき、魅力ある返礼品の開発に取り組んでいきます。とのこと。

同目、幸せになるための教育を実現する会議運営事業について、この会議で設定する目標とは、どのようなものなのか。6 回の会議を通じ、どのように幸せになるための教育を推進するのか。とに対し、

児童生徒や教職員に対するアンケートなど幸せになるための教育の進捗状況を確認していくための目標を設定する予定です。学校毎に、幸せとは何かを考えながら、様々な取組みが展開されることから、導入事例などを共有しつつ推進していきます。とのこと。

同項 8 目、DX 推進事業について、行政手続きのオンライン化や市公式 LINE の機能拡張を実施することだが、業者の選定や維持管理費はどのようか。スマホよろず相談会を利用する市民は、どの程度見込んでいるのか。とに対し。

市民のみではなく、職員にとっても使用しやすいシステムを選定します。また、導入するシステムは、市独自で開発及び構築するのではなく、既存のサービスを利用するため、ランニングコストが多額になることはありません。スマホ相談会は、プロポーザル方式で業者を選定後、6 月から毎週 1 回開催し、1 日 1 5 人、年間約 6 0 0 人の相談を見込ん

でいます。とのこと。

同じく、申請書作成支援システム導入委託料に4千492万5千円を計上し、書かない窓口を実施するとのことだが、人件費の削減には繋がるのか。とに対し、

書かない窓口については、申請する際の手書きの負担が減ることで、市民サービスは向上しますが、窓口の人員を減らせることには繋がらないと考えています。今後、オンライン申請の浸透により、徐々に来庁者の減少が見込まれるため、まずは、来庁される方に対する、より丁寧な対応に努めてまいります。とのこと。

同項12目、徐州市友好都市提携30周年事業について、10月末に開催するはんだ山車まつりに徐州市の公式訪問団を招聘するとのことだが、翌月に本市の公式訪問団が徐州市を訪問する理由は何か。とに対し、

この事業は、10年に一度、相互に赴くことで更なる友好関係を深めるために実施しているものです。本市に来ていただくことができない関係者に、公式訪問団が徐州市に赴き、会うことにより交流の輪を広げることができると考え、実施するものです。とのこと。

同目、広聴事業について、新たに導入するEモニター制度は、どのようなものか。とに対し、

インターネットを活用したアンケート調査であり、市報、ホームページ、SNS等を通じてモニターになっていただく市民200名を公募し、年間10回程度実施するアンケート調査に協力いただくものです。とのこと。

同目、市民討議会運営事業について、どのような市民が参加し、実施していくのか。とに対し、

市政に参画されることがない市民からの意見も取り入れることができるように、無作為に選ばれた市民が討議する課題について自身の意見を持って参加いただき、市政に対する議論を重ね、出された意見を集約して提言にまとめていただく会議として実施していきます。とのこと。

8 款 1 項 5 目、防災カメラ整備事業について、防災カメラをどのように整備し、運用することを考えているのか。とに対し、

神戸川、稗田川の、水位計が見える橋付近の電柱に設置を予定しています。職員や住民が、河川に近づかずとも、水位等の河川の状況が確認できるよう、ユーチューブ等を活用して、ライブ映像をホームページに添付掲載していく予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 11 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

1 款 1 項 1 目、知多半田駅前再開発ビル駐車場管理運営事業について、知多半田駅前再開発ビル大規模修繕積立金負担金が増えた理由は何か。とに対し、

令和 6 年度にクラシティの大規模修繕を予定していますが、現在の積立金では修繕費用の対応ができないため、令和 5 年度、6 年度の積立金を増額し、実施できるようにするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 12 号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 16 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和 5 年度予算は、支出が収入を上回る赤字予算となっているが、赤字減少に向け、どのように取組んでいくのか。とに対し、

新病院建設工事の本格化に伴う消費税関連費用の計上により赤字予算となりますが、良質な医療の提供による収入の確保と、引き続き地道な経費削減策に取り組み、

病院経営の本業となる医業収支の黒字が維持できるように取組んでいきます。とのこと。

収益的支出 1 款 1 項 1 目、給与費について、看護師の給料が減少しているにも関わらず、看護師手当が増加している理由は、どのようなか。とに対し、

看護師の給料は、職員の新陳代謝により減少したものです。看護師手当は、期末・勤勉手当の支給率改定に加え、看護職員等の処遇改善を目的に、昨年 10 月から看護職員処遇改善評価料が診療報酬の仕組みに新設され、特殊勤務手当として上乗せ支給しているなどの理由により増額となったものです。とのこと。

収益的支出 1 款 1 項 3 目、経費について、電動ベッドをレンタル化することだが、どのような理由によるものか。とに対し、

これまでは、ベッドを修繕し対応してきましたが、転倒など事故の防止に繋がる離床感知機能のある電動ベッドや、マットをレンタル化することで、患者さんにより安全でよりよい療養環境を提供することができ、看護師の労務負担の軽減に役立つなどの理由により、導入することにしたものです。とのこと。

同じく、独法化コンサルタント支援業務委託料について、独法化に向け、どのような支援がなされるのか。とに対し、

財務、内部統制、人事、システム、組織など分野ごとにチームを組織し、専門知識を有するコンサルタントからは、分野ごとに生じる課題解決に向けた支援や、病院建て替えに伴う課題解決に向けた支援を受けるものです。とのこと。

同じく、看護補助業務に従事する職員として、派遣職員を導入することだが、どのような理由によるものか。とに対し、

看護師の業務負担を減らす取り組みの一つとして、看護師業務の一部を分担するタスク・シフトやタスク・シェアを取り入れています。その中で、重要な役割を担っている看護補助職員の確保が困難となっているため、令和 5 年 10 月から試行的に派遣職員を導入し、看護師の業務負担軽減に取り組むたいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上ご報告申し上げます。